

第10章 保健衛生の確保その他の措置

1. 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次の措置を実施する。

○健康対策、感染症対策、食品衛生確保対策、飲料水衛生確保対策、栄養指導対策

2. 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、法律に基づく廃棄物処理業の許可のない者に対し、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を整備する。また、市は、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

3. 文化財の保護

市教育委員会は、文化庁長官の命令又は勧告に県が応じて勧告を行う場合、市指定文化財等についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。